

令和3年1月28日	
所 属	後期高齢医療制度担当
所属長	伊藤 裕章
電 話	06-6489-6836

## 後期高齢者医療制度に係る一部負担割合の誤りについて

### 1 要旨

本市の後期高齢システムにおいて、住民税データを市の税システムから取り込む際に、本来取り込むべきデータ「課税標準額（軽課）」を誤って取り込んでいなかったため、後期高齢者医療の一部負担割合に誤りが生じたもの。

※「課税標準額（軽課）」とは、所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した所得にかかる課税標準額のこと。（租税特別措置法第31条の三 昭和63年制定）

### 2 原因

本市の後期高齢システムベンダーを平成30年3月に変更した際、平成29年4月に旧ベンダーが、市を通じて新ベンダーに回答したデータ設定内容を記載したヒアリングシートにおいて、当該課税標準額の漏れがあり、平成30年度から令和2年度の間の後期高齢医療の一部負担割合について、本来3割負担の方が1割負担と判定されたため。

令和3年1月から本市の税システムベンダーが変更されることに伴い、試行的に令和2年度税データを後期高齢システムに取り込んだ際、令和2年12月8日に同システム内部の「課税標準額（軽課）」の項目が漏れていたこと及びそれによる令和2年度住民税課税所得額の誤りが判明し、その後、過去に遡り調査した結果、平成30年度、令和元年度、令和2年度の3か年のデータに「課税標準額（軽課）」の取込漏れ及び住民税課税所得額の誤りが判明いたしました。

### 3 影響

#### 【一部負担割合誤り及び追加負担見込額】

期間	判定誤者数	被保険者証訂正者数	追加負担該当者数	追加負担見込額（概算）	一人当たり平均額
令和元年度	18人		13人	26,524円～883,761円	173,195円
令和2年度	7人	6人	4人	12,406円～27,778円	21,447円
計	25人	6人	17人		137,490円

※なお、平成30年度の判定誤者数は3人確認いたしました。（全数では28人の誤判定となります。）

※平成29年度以前については、存在する後期高齢システムデータと税データを突合しましたが課税標準額に差異は認められませんでした。

※また、医療費の追加請求については、兵庫県後期高齢者広域連合と本市において協議を行い、令和元年度、2年度の2か年に、一部負担割合の訂正があり、診療実績のある被保険者に対して行うことといたしました。

### 4 今後の対応

令和2年12月16日に、令和2年8月1日に遡って一部負担割合が変更となる令和2年度判定誤者のうち、改めて3割負担となる6名に対して正しい一部負担割合3割の被保険者証をお詫び文とともに送付済みです。また、遡及して追加の医療費を請求する被保険者には、ご理解いただけるよう、丁寧な説明を行うとともに、お詫び申し上げ、令和3年2月10日以降に兵庫県後期高齢医療広域連合から発行される請求書を市として送付する旨を直接お伝えいたします。

### 5 再発防止に向けて

税データの課税標準額が後期高齢者医療制度に与える影響の大きさ、重要性について深く認識するとともに、市の後期高齢システムに変更が生じる際には、正確にかつ遺漏なくデータが取り込まれているか、値比較を行い、特に注意を要する項目について重点的にチェックし、新旧のシステム上における値に差異がないか等、検証いたします。

以 上